

奈良県訓令第八号

各部課室

各出先機関

奈良県政策統括官の掌理する事務等に関する規程を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県政策統括官の掌理する事務等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号。以下「規則」という。）第六条第二項に規定する別に定める事務及び奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号。以下「服務規程」という。）第二条第二十五号に規定する別に定める所屬長について定めるものとする。

(政策統括官が掌理する事務)

第二条 規則第六条第二項に規定する別に定める事務は、次に掲げる政策統括官の区分に応じ、それぞれ次に定める事務とする。

一 政策統括官（大和平野中央構想・スタートアップ推進、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備等担当） 大和平野中央構想の推進、スタートアップの推進、国民スポーツ大会の準備及び全国障害者スポーツ大会の準備に関すること。

二 政策統括官（まちづくりプロジェクト推進、リニア推進・地域交通対策、大規模広域防災拠点整備担当） 主要なまちづくりプロジェクトの推進、リニア中央新幹線の推進、地域交通対策及び大規模広域防災拠点の整備に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、関係部局長等と政策統括官との協議により、当該政策統括官の掌理する事務を追加することができる。

(所屬長)

第三条 服務規程第二条第二十五号に規定する別に定める所屬長は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者をいう。

一 大和平野中央構想・スタートアップ推進課の課長並びに施設整備推進室及び国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室の課の室長 政策統括官（大和平野中央構想・スタートアップ推進、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備等担当）

二 防災政策官、まちづくりプロジェクト推進課、リニア推進・地域交通対策課及び大規模広域防災拠点整備課の課長並びに当該課が主管する出先機関の所長 政策統括官（まちづくりプロジェクト推進、リニア推進・地域交通対策、大規模広域防災拠点整備担当）

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。